



# 鳥取県公報

令和5年12月12日（火）  
号外第94号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 県統計調査の実施（577）（家庭支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施（デジタル改革課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第577号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調査の名称

令和5年度鳥取県子どもの生活状況調査

### 2 調査の目的

鳥取県内の子育て世帯の経済状況及び生活状況を調査し、「シン・子育て王国とっとり計画（仮称）」の策定のための基礎資料とするほか、各種施策の検討に活かすことを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

鳥取県内に所在する小学校、中学校及び高等学校に在籍する小学校第5学年、中学校第2学年及び高等学校第2学年の児童・生徒並びにその保護者

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期間

#### (1) 報告を求める事項

ア 小学生、中学生及び高校生向け調査

(ア) 学校及び勉強の状況

(イ) 食事及び生活の状況

(ウ) その他生活状況に関する事項

イ 保護者向け調査

(ア) 世帯及び家族の状況

(イ) 親と子どもの関わりの状況

(ウ) 親の経験

(エ) 親の職業及び生活状況

(オ) 親子の心身の健康状態

(カ) 頼れる人及び公的支援の利用状況

(キ) その他生活状況に関する事項

#### (2) 基準となる期日

調査票記入日

### 5 報告を求める者

(1) 小学校第5学年の児童約4,700人及びその保護者約4,700人

(2) 中学校第2学年の生徒約4,900人及びその保護者約4,900人

(3) 高等学校第2学年の生徒約4,800人及びその保護者約4,800人

### 6 報告を求めるために用いる方法

#### (1) 小学生及び中学生並びにその保護者向け調査

調査対象者に対して小学校又は中学校を介して調査票を配布し、記入された調査票を小学校又は中学校を経由して鳥取県（調査委託業者）に返送させる形で行う。

#### (2) 高校生及びその保護者向け調査

調査対象者に対して高等学校を介して調査票を配布し、記入された調査票を鳥取県（調査委託業者）に返送させる形で行う。

### 7 報告を求める期間

令和5年12月14日から同月27日まで

### 8 調査票情報の保存期間

令和7年3月31日まで

## 9 結果の公表方法

令和5年度鳥取県子どもの生活状況調査分析報告書として鳥取県のホームページで公表する。

# 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達の内容

### (1) 業務の名称及び数量

令和5年度鳥取県庁内LANネットワーク機器賃貸借 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 借入期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日までとする。

### (4) 契約期間

契約締結日から令和11年6月30日までとする。

### (5) 納入期限

入札説明書による。

### (6) 納入場所

入札説明書による。

### (7) 入札方法等

ア 本件入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の1月当たりの賃貸借料（保守料等を含む。）とすること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された1月当たりの金額をもって単価契約を締結するので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。

併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類又は電気通信機器類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年12月15日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては再度入札の開札日）までの間のいずれ

の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 1の(2)に示した借入物品を所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル改革課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール [jouhou@pref.tottori.lg.jp](mailto:jouhou@pref.tottori.lg.jp)

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール [buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp)

#### (3) 入札説明書の交付方法

令和5年12月12日（火）から令和6年1月9日（火）までの間にインターネットの鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル改革課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和5年12月12日（火）から令和6年1月9日（火）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和6年1月23日（火）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月22日（月）午後5時までとする。

##### イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階政策戦略本部・総務部会議室

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出し

なければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に、必ず件名及び入札者名を記載し、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和6年1月9日(火)正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載する金額に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1か月当たりの契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## 8 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「令和5年度鳥取県庁内LANネットワーク機器賃貸借仕様書」(以下「仕様書」という。)中の一般事項を契約書に記載した場合は、当該条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products : 1 sets of Tottori Prefectural Government LAN equipment to be leased

- (2) January 9, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) January 23, 2024 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders  
(January 22, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Digital Reform Division, Digital Bureau, Policy and Strategy Headquarters, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7094